

事 項	内 容
確認の対象事業	<p>○大枠の合意内容に基づき、大会経費のうち、大会準備のため、組織委員会が東京都からの役割(経費)分担に応じ負担する資金を使用して実施する事業(共同実施事業管理委員会設置要綱に規定する共同実施事業)</p> <p>・オリンピック経費による事業、パラリンピック経費による事業、オリンピック経費とパラリンピック経費の両方による事業のいずれかに関わらず、東京都が負担する事業を対象とする。</p>
確認の時点・程度	<p>○計画段階：毎年度、計画の公表前に、全体の概要を確認</p> <p>○予算段階：毎年度、翌年度予算の要求前に、当該年度の内容を確認</p> <p>○執行前段階：案件ごとに、組織委員会の入札等実施の前に、組織委員会と東京都の事業担当間で調整し、基本的な考え方に基づき確認したことを確認</p> <p>○執行後段階：組織委員会から東京都へ実績報告する時点で、その内容を確認</p>
確認における基本的な考え方	<p>①経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること</p> <p>②事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p> <p>③経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p> <p>④その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>
東京都作業部会 確認案件 (執行前段階)	<p>○請負、委託：一契約当たりの予定価格 3億5千万円以上</p> <p>○物件の買入れ、売払い、借入れ、貸付け：一契約当たりの予定価格 6千万円以上</p> <p>・複数の類似契約がある場合には、当該契約をまとめたものを「一契約」とする。 (※東京都における事案決定規程：局長決定事案により設定)</p> <p>↓</p> <p>○これらに該当するものは、組織委員会と東京都の事業担当間で調整・確認し、東京都作業部会で案件ごとに確認の上、組織委員会が入札等実施。</p> <p>○これらに該当しないものは、組織委員会と東京都の事業担当間で調整・確認の上、組織委員会が入札等実施。</p> <p>なお、定期的開催される東京都作業部会に、その時点までの案件をまとめて確認結果が報告。 (※事務の効率性等の観点から、東京都における部長決定事案以下に相当する案件は、各部における事前の確認をもって、東京都作業部会での確認に代える。)</p>
会議資料等の公表	<p>○契約締結後に、関係者等の同意を得られない秘密情報等を除き、会議資料、議事要旨を公表する。</p>